

銀聯カード特約

この銀聯カード特約（以下「本特約」という。）は、株式会社ジャックス（以下「JACCS」という。）をアクワイアラとして、銀聯カード（第1条第1項2号において定義する。）の利用を希望する加盟店とJACCSとの間の、銀聯カードを利用した対面取引決済に係る契約関係を定めるものです。本特約は、決済端末等で銀聯カード取引が可能になったときより適用されます。なお、加盟店には、本特約だけでなく、カード加盟店規約（店頭販売用）（以下「基本規約」という。）及びその付随規約等の条項並びに銀聯（第1条第1項1号において定義する。）が指定する利用規約及びその付随する規約（以下総称して「基本規約等」という。）がある場合はこれらが適用されますので、ご留意下さい。

第1条（定義）

1. 本特約において、次の各号に定める用語は、次各号に定める意味を有するものとします。
 - ① 「銀聯」とは、中国银联股份有限公司又は银联国际有限公司のことをいいます。
 - ② 「銀聯カード」とは、銀聯に加盟している中国および中国国外の会社が発行するクレジットカード等（デビットカード、プリペイドカード、キャッシュカード、その他支払手段として用いられるカード等の証票、その他の物または番号、記号その他の符号を含む）のうち、当社が指定するものをいいます。
2. 本特約において定義されていない用語は、基本規約に定める意味を有するものとします。

第2条（適用関係）

1. 本特約は基本規約第1条14項に定める「本規約等」に含まれ、本特約と基本規約との内容が、矛盾・抵触する場合には、本特約を優先して適用するものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、基本規約を適用するものとします。
3. 本特約の内容と提携組織の規則の内容とが矛盾又は抵触する場合には、提携組織の規則の内容を優先して適用するものとします。

第3条（包括代理権）

1. 加盟店は、JACCS に対し、以下の事項に係る代理権（以下「包括代理権」という。）を授与するものとします。
 - ① 銀聯カード取引に係る売上債権の代理受領
 - ② 銀聯との間における、加盟店契約の締結及びこれに付随する合意又は付随業務
 - ③ その他銀聯が要求する銀聯カードの利用に関して必要となる一切の事項

2. 加盟店は、本特約の有効期間中、JACCS の承諾なく、包括代理権の授与の全部又は一部を撤回することはできません。

第4条（支払方法）

基本規約第6条の規定にかかわらず、銀聯カードとの関係では、支払回数は JACCS 所定の回数のみとします。

第5条（銀聯カード取引の方法等）

1. 銀聯カードの有効性の確認・取引承認加盟店は、会員から銀聯カードの要請があった場合には、決済端末を利用して提携組織の規則に基づく JACCS 所定の方法により、銀聯カードの取引の承認を得るものとします。取引承認が拒絶された場合には、銀聯カード取引は実施できないものとします。
2. 銀聯カードの実施加盟店は、前項に定める取引承認の手続きを経た後に、銀聯カード取引を行うものとします。但し、加盟店は、前項に基づく取引承認の有無にかかわらず、会員に不審な点がある場合には、その不審な点が払拭されるまで、銀聯カード取引を拒絶するものとします。
3. 前項の手續に従い行われた銀聯カード取引における商品等の金額に誤りがある場合には、JACCS 所定の方法により、当該商品等の売上を取り消す等して、正確な金額により売上データ等を作成し直すものとします。
4. 本条に定める他、銀聯カード取引の方法については、JACCS 所定の手續に従うものとします。

第6条（免責規定）

1. 不可抗力、システム障害、銀聯の故意又は過失その他の事由により、加盟店に生じた損害について、JACCS の故意又は重過失による場合を除き、JACCS は一切の責任を負わないものとします。
2. JACCS の加盟店に対する損害賠償金の額は、当該損害賠償を行う時点で過去3か月間に加盟店が JACCS に支払った加盟店手数料から JACCS が銀聯に対して支払った手数料を差し引いた残額を上限とします。

第7条（有効期間）

1. 本特約の有効期間は基本規約第37条に定めるとおりとし、基本規約第1条第13項に定める本契約の終了とともに、当事者間の何らの意思表示等を要せずに当然に終了するものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、JACCS は、JACCS の都合により、いつでも、何らの通知又は催告を要せず、本特約に基づく銀聯カード取引の全部又は一部を停止又は終了させることができるものとします。
3. JACCS は、前項に基づき、銀聯カード取引の全部又は一部を停止又は終了することにより加盟店又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

以上

2025 年 6 月 30 日制定